

○産地リスク軽減技術総合対策事業のうち省エネ体系確立支援事業審査基準

平成28年度産地リスク軽減技術総合対策事業のうち省エネ体系確立支援事業の補助金等交付候補者選定に係る審査基準について、審査項目(採点基準)及びポイントは以下のとおりとする。

これに基づき申請ごとに採点(ポイント化)し、ポイントの合計値の高い順から補助金等交付候補者を決定する。

審査の項目・審査基準		ポイント
事業の重要性・新規性・モデル性等	事業の対象となる技術に重要性・新規性があるか。 a 極めて重要であり、かつ、新規性が高い b 重要であり、かつ、新規性が高い c 重要であるが、新規性は中程度又は重要性は中程度であるが、新規性が高い d 重要性、新規性ともに中程度 e 重要性、新規性ともにない	a 5ポイント b 4ポイント c 3ポイント d 2ポイント e 不採択
事業実施計画の妥当性	① 成果目標の水準は妥当か。 a 高い水準にある b 妥当な水準にある c 概ね妥当な水準にある d 水準が低く、事業効果が期待できない	a 5ポイント b 3ポイント c 2ポイント d 0ポイント
	② 事業実施計画は、成果目標の達成に向けて整合性がとれており、内容は妥当であるか。 a 整合性がとれており、内容も妥当である b 概ね整合性がとれており、内容も概ね妥当である c 概ね整合性がとれているが、内容は「b」よりやや劣る d 整合性が十分ではなく、内容も妥当ではない	a 5ポイント b 3ポイント c 2ポイント d 0ポイント
	③ 事業の実施スケジュールは妥当であり、実現性はあるか。 a 妥当であり、実現性が高い b 概ね妥当であり、実現性が高い c 概ね妥当であるが、実現性は「b」よりやや劣る d 妥当ではなく、実現が困難である	a 3ポイント b 2ポイント c 1ポイント d 0ポイント
事業費の算定	効率的な事業費の算定がなされているか。 a 算定は妥当であり、効率的な事業が期待できる b 算定は概ね妥当であり、効率的な事業がある程度期待できる c 算定は概ね妥当であるが、効率性は、「b」よりやや劣る d 算定が妥当でなく、効率的な事業は期待できない	a 5ポイント b 3ポイント c 2ポイント d 0ポイント
事業実施体制の妥当性	事業を行う上で適正な事業実施体制となっているか。 a 適切な事業実施体制となっている b 概ね適切な事業実施体制となっている c 概ね適切な事業実施体制となっているレベルよりやや劣る d 適切な事業実施体制になっていない	a 5ポイント b 3ポイント c 2ポイント d 0ポイント
事業成果の普及性	事業成果の普及性が高いか。 a 多くの産地・農家で取り組みが期待できる b 一部の産地・農家でしか取り組みが期待できない c ごく特殊な産地・農家でしか取り組みが期待できない	a 2ポイント b 1ポイント c 0ポイント
交付決定取消の原因となる行為	過去3年間に交付決定の取り消しとなる行為はないか。 a ない b ある 事業実施主体の構成員のうち、一部の者が該当する場合も同様とする。	a 0ポイント b -10ポイント
		計(満点 30点)

注1: 上記審査基準の不採択の項目に一つでも該当がある場合は不採択とする。

注2: 同点の場合には、満点の項目が多いものを上位とする。